

## 豊明市日中サービス支援型共同生活援助の評価基準

(趣旨)

第1条 この基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）に基づき、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所における事業（以下「事業」という。）の実施状況等の評価等（以下「評価等」という。）を受けることについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 協議会 豊明市障害者地域自立支援協議会運営規則（平成26年豊明市規則第37号。以下「規則」という。）に定める豊明市障害者地域自立支援協議会をいう。
- (2) 事業者 日中サービス支援型共同生活援助事業所を運営する者をいう。
- (3) 委員 規則第3条に規定する協議会の委員をいう。
- (4) 事務局 協議会の事務局をいう。事務局は健康福祉部地域福祉課に置き、協議会の庶務を処理する。

(実施主体)

第3条 本市における評価等の実施主体は、協議会とする。

(評価等の目的)

第4条 評価等の目的は、事業の実施状況等について、事業者が定期的に協議会へ報告し、評価等を受けるとともに、委員から必要な要望、助言等を聴く機会を設け、地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図ることとする。なお、サービスの概要については、別紙「日中サービス支援型共同生活援助の施行に向けた留意点」を参照。

(対象者)

第5条 評価等の対象者は、事業所の事業者及び事業者になろうとする者とす

る。

(評価等の実施)

第6条 この評価等は、事業者になろうとするものについては当該事業を開始する前に、事業者については年に1回以上、協議会に対し、運営方針、活動内容等を説明し、協議会による評価等を受けるものとする。

(事業開始前の評価について)

第7条 事業開始前の評価については、次の各号に掲げる書類により行うものとする。

(1) 事業者が作成する資料

- ア 日中サービス支援型共同生活援助に係る事業計画書(様式第1号)
- イ 位置図、配置図及び平面図

(2) 委員が記入する資料 日中サービス支援型共同生活援助に係る事業評価シート(事業開始前)(様式第2号)

(3) 事務局が作成する資料 日中サービス支援型共同生活援助に係る事業評価結果(事業開始前)(様式第3号)

2 評価結果の取り扱いについては、事業者には、評価結果を事業運営にどのように取り入れたかについて、翌年度に実施する協議会に報告を求めることとする。

(事業開始後の評価について)

第8条 事業開始後の評価については、次の各号に掲げる書類により行うものとする。

(1) 事業者が作成する資料 日中サービス支援型共同生活援助に係る事業報告書(様式第4号)

(2) 委員が記入する資料 日中サービス支援型共同生活援助に係る事業評価シート(事業開始後)(様式第5号)

(3) 事務局が作成する資料 日中サービス支援型共同生活援助に係る事業評価結果(事業開始後)(様式第6号)

2 評価結果の取り扱いについては、事業者には、評価結果を尊重し、事業の質の向上に努めてもらうと共に、評価結果をその後の事業運営にどのように取り入れたかについて、翌年度に実施する協議会に報告を求めること

とする。

(評価の流れ)

第9条 評価の流れは、次の表による。

1 協議前	(1) 事業者は、事業計画書(事業報告書)等を作成し協議会事務局へ提出 (2) 事務局は、事業計画書(事業報告書)の内容を確認し委員へ送付
2 協議当日	(1) 事業者は、事業計画書(事業報告書)に沿って事業の内容を協議会に説明(20分程度) (2) 質疑応答(15分程度)
3 協議後	(1) 各委員は、評価シートを記入し事務局へ提出 (2) 事務局は、各委員の評価シートを取りまとめ、評価結果を事業者へ送付

(委任)

第10条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、協議会で別に定める。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

## 別紙（第4条関係）

日中サービス支援型共同生活援助の施行に向けた留意点

（平成30年2月26日 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部  
障害福祉課 地域生活支援推進室 地域移行支援係 事務連絡より抜粋）

### 1 日中サービス支援型共同生活援助の趣旨について

日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）は、障害者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助の新たな類型であり、短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待される。

### 2 対象者について

日中サービス支援型グループホームの主な対象者は、重度化・高齢化のため日中活動サービス等を利用することができない障害者（日によって利用することができない障害者を含む）であるが、共同生活援助の一類型であることから、障害支援区分による制限は設けない。

なお、日中サービス支援型グループホームにおいては、支援の趣旨等を踏まえ、サテライト型住居の基準は適用しない。

### 3 常時の支援体制の確保について

日中サービス支援型グループホームにおいては、共同生活住居ごとに、昼夜を通じて1人以上の世話人又は生活支援員を配置する。

なお、既存の建物を共同生活住居とする場合で、定員が11名以上の場合は、ユニットごとに1人以上配置する。

### 4 支援の実施について

日中サービス支援型グループホームは、利用者のニーズに応じて、日常の介護はもとより、当該利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の社会生活上の支援に努めなければならない。

## 5 他の日中活動サービスの利用について

日中サービス支援型グループホームは、利用者の意向に反して日中活動サービス等の利用が制限されることなく、個々の利用者に対して適切な障害福祉サービス等の利用が図られるよう、相談支援事業者や他の障害福祉サービス事業者と緊密な連携に努めなければならない。

## 6 基本報酬について

日中サービス支援型グループホームは、日中をグループホームで過ごす場合と日中活動サービス等を利用する場合の2つの基本報酬を設け、1日単位で選択する仕組みとしているので、個別支援計画に基づき適切に運用すること。

なお、区分2以下の利用者に対して、グループホームにおいて日中支援を行う場合は日中支援加算（Ⅱ）を算定する。

## 7 共同生活住居について

共同生活住居の入居定員は2人以上10人以下とする。

なお、共同生活住居ごとの独立性が確保され、利用者が地域の中で家庭的な雰囲気の下、共同して暮らせる環境づくりに配慮されている場合は、一つの建物の複数の共同生活住居を設けることができ、一つの建物の入居定員の合計は20人以下とする。

立地については、他の類型と同様、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

また、従業者のみが使用する設備については、共有して差し支えないものとする。

## 8 短期入所の併設について

日中サービス支援型グループホームが行う短期入所（空床型を除く）は、原則として、日中サービス支援型グループホームと併設又は同一敷地内において行うものとする。

なお、短期入所の利用定員は、日中サービス支援型グループホームの入居定

員の合計が20人又はその端数を増すごとに1人以上5人以下とする。

## 9 事業所の単位について

日中サービス支援型グループホームの事業所指定は、他の類型と同様、一定の地域の範囲内に所在し、一体的なサービス提供に支障がない場合は、1以上の共同生活住居を一つの事業所として指定することができる。

## 10 地方公共団体が設置する協議会等への報告・評価について

日中サービス支援型グループホームは、地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、地方公共団体が設置する協議会等（※）に対し、定期的に（年1回以上）事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

※法第89条の3第1項に規定する協議会又はその他の都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（都道府県又は市町村職員、障害福祉サービス事業所、医療関係者、相談支援事業所等が参加して障害者の地域生活等の検討を行う会議等）

## 11 事業指定の申請について

都道府県知事が必要と認める場合には、事業指定の申請にあたり、日中サービス支援型指定共同生活援助を行おうとする者は、協議会等に対し、運営方針や活動内容等を説明し、当該協議会等による評価を受け、その内容を都道府県知事に提出するものとする。

## 12 指定計画相談支援について

日中サービス支援型グループホームの利用者に対する指定計画相談支援の提供については、利用者の意向確認を適切に行う必要があることから、モニタリング実施標準期間を他の類型の指定共同生活援助よりも短く3月間とする。

また、適正な支援を確保する観点から、日中サービス支援型共同生活援助を行う事業者と指定計画相談支援を行う事業者は別であることが望ましい。